

# CHANGE

## 2021年度職場諸要求（車両所関係）の業務委員会開催！

### 報告シリーズ “第二弾”

#### 「スリ板を交換しなくても仕業検査は完了？！！」

業務委員会で組合側から「停電時間に間に合わすため、仕業検査の手順を逸脱したやり方を止められたい」との申し入れに対し、会社は「仕業検査の逸脱ではなく必要に応じて適宜指示を行う」と回答しました。

またこの時のやり取りの中で、「スリ板交換が完了していなくても仕業検査は完了している」との驚くべき認識を示しました。

なんと会社は「スリ板が減っています。交換が必要と判断しただけで仕業検査は完了だ」と言っているのです！

通常ではスリ板取替作業を行ってから機能検査です。

しかし、会社がスリ板交換を後回してまで変則検査をしたい理由は「スリ板交換作業により停電開始時間の変更（後スリ）すること」を嫌がったためです。

会社は「スリ板交換は停電時に行えばいい」との判断し、作業手順に反し一部の仕業検査を残すという、安全をないがしろにしてまでも、停電開始時間に変更が生じないようにしようとしています。また、スリ板交換後のパンタグラフの動作確認も行っていない。

#### 会社は苦しい言い訳！！

「仕業検査が終わっているため、スリ板取替時は再度作業指示をする」と明言！

会社は「仕業検査の逸脱でない」と言うための言い訳として、スリ板取替時は「再度作業指示をする」と言っているのです。ですが、作業指示については作業指示書が必要です。会社は常々、「作業指示のない作業はない」と言っています。しかし、停電時のスリ板交換時にそんな作業指示を受けたことはありません。会社は何とか言いつくろおうとしたのです。

会社が取るべき対応で一番重要なのは、変則仕業検査を行わなくても済むよう

に十分な検査時間を確保することです！！